

千葉市議会「議会のあり方」検討協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市議会は、地方分権の究極的な目的である市民福祉の向上に向けた取り組みとして、二元代表制の一翼を担う議会がどうあるべきかを協議・検討し、議会改革を推進するため千葉市議会「議会のあり方」検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議・検討事項)

第2条 協議会は、次の事項を協議・検討する。

- (1) 議員の身分に関すること
- (2) 議会の運営に関すること
- (3) その他委員長が必要と認める事項に関すること

(組織の構成等)

第3条 協議会の委員は、議長、副議長及び各会派幹事長を含む16人とし、各会派より選出される委員の数は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|----|
| (1) 自由民主党千葉市議会議員団 | 5人 |
| (2) 民主党千葉市議会議員団 | 3人 |
| (3) 公明党千葉市議会議員団 | 2人 |
| (4) 日本共産党千葉市議会議員団 | 2人 |
| (5) 未来創造ちば | 2人 |
| (6) 市民ネットワーク | 1人 |
| (7) みんなの党千葉市議団 | 1人 |

2 委員の任期は、協議会の設置期間とする。ただし、委員はその任期中、交替することができる。

3 委員がその所属する会派を離脱したときは、委員の職を解かれるものとする。この場合において当該職を解かれた委員が所属していた会派は、速やかに新たな委員を選出するものとする。

(会議)

第4条 協議会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は議長が、副委員長は副議長がその職務を務めるものとする。

3 委員長は、必要に応じ協議会を招集し、その議事を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務

を代理する。

- 5 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 委員長は、必要に応じ協議会の了承を得て、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。
- 7 協議会は、原則公開とする。ただし、委員長が必要であると認めるときは、非公開とすることができる。
- 8 協議会の決定は、原則として出席委員全員の合意を要するものとする。

(部会)

第5条 委員長は、協議・検討等にかかる専門的事項を協議・検討させるため、協議会に部会を置くことができる。

(記録)

第6条 委員長は、事務局職員をして会議の概要、出席者の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させる。

(協議結果の報告)

第7条 委員長は、協議・検討事項に関し結論が得られたときは、報告書を作成し、議長に報告する。

(設置期間)

第8条 協議会の設置期間は、本要綱の施行の日から平成25年5月31日までとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月3日から施行する。